特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名	
8	川口市 介護保険に関する事務 重点項目評価書	

個人のプライバシ一等の権利利益の保護の宣言

川口市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

介護保険に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、秘密保持契約を締結している。

評価実施機関名

埼玉県川口市長

公表日

令和5年3月1日

[平成30年5月 様式3]

項目一覧

I	基本情報			
п	特定個人情報ファイルの概要			
(另	J添1)特定個人情報ファイル記録項目			
ш	リスク対策			
IV	開示請求、問合せ			
v	評価実施手続			
	(別法2) 変更笛所			

I 基本情報				
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	介護保険に関する事務			
	1. 被保険者の資格管理 ・転入、年齢到達による資格取得及び転出、死亡等による資格喪失による異動情報を含む住民記録情報の管理を行う。 ・被保険者に介護保険被保険者証(以下「被保険者証」という。)を交付する。 2. 保険料の賦課、徴収及び還付 ・被保険者の所得等に応じて保険料を決定し、賦課、徴収を行う。 ・被保険者に保険料決定通知書を送付する。 ・特別徴収、普通徴収により保険料の徴収を行い、過誤納が生じた際は、還付を行う。			
②事務の内容	3. 要介護認定 ・介護保険(要介護・要支援)認定申請書を受理する。 ・新規申請分の認定調査を実施する。 ・区分変更および更新申請分の認定調査依頼を居宅介護支援事業者等に行う。 ・主治医意見書の受理、登録等を行う。 ・介護認定審査会を開催し、要介護状態区分等を決定し、被保険者に結果を通知する。 4. 保険給付 ・介護サービスの受給者に対して保険給付を行う。 ・受給者情報の異動について埼玉県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に台帳を送付			
	する。 ※事務に係る申請・届出等について、窓口での受領以外に、電子申請システムでの受領を含む。 <選択肢> 1)1000人ま芸 2)1000人以上15人ま芸			
③対象人数	[10万人以上30万人未満]			
2. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務において使用するシステム			
システム1				
①システムの名称	介護保険システム			
1. 資格・賦課情報管理機能 ・介護保険資格を管理する機能。 ・被保険者証を管理する機能。 ・所得情報から保険料を決定し、通知する機能。 ・国保連及び各年金保険者と連携し、保険料を特別徴収する機能。 ・国保連及び各年金保険者と連携し、保険料を特別徴収する機能。 ・認定調査の依頼書等を作成する機能。 ・認定調査票、主治医意見書、一次判定の情報を登録する機能。 ・ 記定調査票、主治医意見書、一次判定の情報を登録する機能。 ・ 二次判定結果を入力し、認定結果通知書等を作成する機能。 ・ 給付集績を管理する機能。 ・ 給付実績を管理する機能。 ・ 給付実績がら高額介護サービス費対象者等を管理する機能。 ・ 給付実績から高額医療・介護合算サービス費対象者を管理する機能。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・				

[]情報提供ネットワークシステム

[] 宛名システム等

[]その他 (

③他のシステムとの接続

[〇] 庁内連携システム

)

[]税務システム

[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム

システム2				
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等)			
②システムの機能	1. 中間サーバ連携機能 東西クラウドセンターに設置される中間サーバと連携するための機能。 ・送信データ作成機能、送受信管理機能。 ・庁内システムとの連携機能。 2. 統合データベース連携機能 中間サーバとの連携に必要な情報を統合データベースから情報提供データベースに作成する機能。 ・文字コード変換処理機能。 ・情報提供データベースのデータ自動作成機能。 ・宛名紐付自動作成機能。			
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバ)			
システム3				
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システム)			
②システムの機能	 1. 統合データベース機能 各業務システム間で必要となる連携データを一括管理し、各業務システムへ提供する機能。 2. 共通データベース機能 業務システム共通で使用するコード変換辞書等の共通データを一元管理し、各業務システムへ提供する機能。 3. バッチマスタ機能 統合データベースのテーブルを複製し、各業務システムのバッチ処理向けに提供する機能。 4. 共通機能 利用者が業務システムを利用する際に、共通的に必要となる機能。 5. 運用管理機能 基幹系システム全体のジョブ管理・システム監視・サーバ資源管理を行う機能。 			
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (個別業務システム)			

システム4			
①システムの名称	既存住民基本台帳システム		
	1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載(住民票を作成)する機能。		
	2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する機能。		
	3. 住民基本台帳の消除処理 転出、死亡、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消除(住民票を除票)する機能。		
	4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する機能。		
②システムの機能	5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、住民票コード通知票等の各種帳票を発行する 機能。		
	6. 住民基本台帳の統計機能 異動集計表や、人口統計用の集計表を作成する機能。		
	7. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 国、県、他自治体と住民基本台帳ネットワークシステムを介して連携する機能。		
	8. 法務省との連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、市町村通知の作成および法務省通知の取込等の連携を行う機能。		
	9. 戸籍情報システムへの連携住民票の記載等に応じて、戸籍情報システムへ附票情報等を連携する機能。		
	[]情報提供ネットワークシステム [〇] 庁内連携システム		
@## # 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	[〇]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム		
③他のシステムとの接続	[] 宛名システム等 [] 税務システム		
	[]その他 ()		

システム5			
①システムの名称	中間サーバ		
②システムの機能	1. 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 (情報照会機能 (情報提供表ットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供要領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 (情報提供機能 (情報提供表ットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. 既存システム接続機能 中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システム及び既存住基システムとの間で情報照会内容情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能 7. データ送受信機能 中間サーバと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステムから受信した情報提供ネットワークシステム配信マスタ情報を管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバを利用等可能員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10. システム管理機能 10. システム管理機能 10. システム管理機能		
③他のシステムとの接続	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()		

システム6				
①システムの名称	個人住民税システム			
②システムの機能	1. 当初課税前処理機能 課税容体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う機能 2. 当初異動処理機能 給与支払報告書・年金支払報告書・確定申告書・住民税申告書の各課税資料の登録およびチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初データを作成する機能 3. 当初課税処理機能 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者に税額決定通知書及び納付書を出力する機能 4. 更正処理機能 当初課税処理確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する機能 5. 照会・発行処理機能 課税資料及び課税内容にかかる各種データの照会と証明書の即時発行を行う機能 6. 扶養・専従者管理処理機能 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする機能 7. 統計処理機能 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する機能 8. 年金特別徴収管理機能 eLTAXを経由して年金保険者と連携し、年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する機能			
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (収納管理システム))			
システム7				
①システムの名称	電子申請システム			
②システムの機能	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能			
③他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ())			

3. 特定個人情報ファイル名 介護保険情報ファイル 4. 個人番号の利用 ※ ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1の68項 ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令(※注)で定めるもの

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

 (選択肢>

 ①実施の有無
 実施する

 (1) 実施する
 (2) 実施しない

【別表第2における情報提供】

番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報) に、以下が含まれる項。)

※注・・・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条

・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報であって主務省令で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。)

3) 未定

- ・介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項 又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定め るもの
- ・国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの
- ・1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、11 7の項
- ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・34・43・44・47条

【別表第2における情報照会】

番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の以下の処理をするために第3欄(情報提供者)に対し、第4欄(特定個人情報)の提供を求めることができるとされている項。)

- ・介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
- ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主 務省令で定めるもの
- ・公的給付支給等口座登録簿関係情報であって主務省令で定めるもの
- •93、94の項

介護保険課長

・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条

6. 評価実施機関における担当部署

① 部署 川口市 福祉部 介護保険課

7. 他の評価実施機関

②所属長の役職名

②法令上の根拠

_

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢>
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の第	範囲 ※	第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者とその世帯員。
その必要性	ŧ	被保険者の異動情報、要介護認定情報及び賦課事務における世帯情報を管理するため。
④記録される項目		(選択肢>1)10項目未満 2)10項目以上50項目未満 2)10項目以上50項目未満 3)50項目以上100項目未満 4)100項目以上
主な記録項目※		・識別情報
		・個人番号及びその他識別情報 : 対象者を正確に把握するため ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報 : 資格管理や被保険者証交付に際する住所等の確認 及び本人への連絡等のため ・健康・医療関係情報 : 要介護認定を行うため ・地方税関係情報 : 収入、所得に応じて保険料の賦課、給付を行うため ・医療保険関係情報 : 医療関係情報等を基に高額医療高額介護サービス費の給付事務を行うため ・生活保護・社会福祉関係情報 : 被保険者の資格、賦課、収納、給付関係の基本情報として管理する ため ・介護・高齢者福祉関係情報 : 認定情報等を基に給付事務を行うため ・年金関係情報 : 保険料の特別徴収を行うため
全ての記録	禄項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日
⑥事務担当部署		福祉部介護保険課

3. 特定個人情報の入手・使用				
			[〇]本人又は本人の代理人	
			[O] 評価実施機関内の他部署 (国民健康保険課、市民課、障害福祉課、市民税課、国) 民年金課、生活福祉1・2課、高齢者保険事業室	
①入=	手元 ※		[]行政機関・独立行政法人等 (
			[〇] 地方公共団体・地方独立行政法人 (前住所地の地方自治体)	
			[]民間事業者 ()	
			[〇] その他 (国保連、日本年金機構、地方公務員共済組合連合会、デジタル庁)	
			[○]紙 [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	
			[]電子メール []専用線 [〇]庁内連携システム	
(2)入=	手方法		[〇] 情報提供ネットワークシステム	
			[〇]その他 (電子申請システム)	
③使月	用目的 ※		被保険者の資格管理、要介護認定、保険給付及び賦課徴収等介護保険事務を行うため。	
		使用部署	介護保険課、特別債権回収課、長寿支援課、川口駅前行政センター、芝支所、新郷支所、神根支所、安	
∕∕//□//□	用の主体	世州即省	行支所、戸塚支所、鳩ヶ谷支所 <選択肢>	
4)授户	サの土体	使用者数	く選択版プ [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑤使用方法			 新規資格取得者に被保険者証を送付する。 所得に応じて保険料を決定し、徴収に関する通知書等を送付する。 認定申請者に対して、本人の心身の状態を調査し、結果を通知する。 介護サービス利用者に対して、自己負担分を除した費用を給付する。 	
	情報の	の突合	本人等の申請内容、住民票関係情報、介護・高齢者医療関係情報及び年金関係情報等の突合を行う。	
6使月	用開始日		平成28年1月1日	
4. 特	定個人情	青報ファイルの	の取扱いの委託	
チディ	D ≠ ## \V		(選択肢> (選択肢> (要託する) (要託しない)	
安託0	の有無 ※		(1) 件	
委託	事項1		介護保険システム運用・保守業務	
①委託内容			介護保険における資格・賦課情報管理、要介護認定及び給付情報管理に関するシステムの運用管理 及び保守業務	
②委託先における取扱者数		る取扱者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名			日立キャピタル株式会社	
④再委託の有無 ※ 再委託 ⑤再委託の許諾方法 ⑥再委託事項		その有無 ※	<選択肢> [再委託する] 1)再委託する 2)再委託しない	
		の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁を経た後に承認することとする。	
		事項	保守及びリース物件の搬入・現地調整等の委託。	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)				
提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (22) 件 [O] 移転を行っている (10) 件			
JACK 19 TAVY 13 M	[] 行っていない			
提供先1	番号法第19条第7号別表第2の第1欄に定める情報照会者(別紙1参照)			
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第2(別紙1参照)			
②提供先における用途	番号法第19条第7号別表第2の第2欄に掲げる事務(別紙1参照)			
③提供する情報	・介護保険給付等関係情報 ・介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項 又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ・国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの ・高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報であって主務省令で定めるもの			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲				
⑥提供方法	[O] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [O] その他 (電話回線)			
⑦時期・頻度	随時			
移転先1	番号法第9条第1項別表第1の第1欄に定める者(別紙2参照)			
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第1(別紙2参照)			
②移転先における用途	番号法第9条第1項別表第1の第2欄に掲げる事務(別紙2参照)			
③移転する情報	介護保険給付等関係情報であって主務省令で定めるもの			
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	第1号被保険者及び認定を受けた第2号被保険者とその世帯員。			
⑥移転方法	[O] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ())			
⑦時期・頻度	随時			

6. 特定個人情報の保管・消去

<川口市における措置>

生体認証を行っている電算機室のオートロック扉の内部。サーバへのアクセスにはユーザID・パスワードの認証が必要。

保管場所 ※

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

参照用住基テーブル

住基ネット個人番号、住基住所(漢字)、住基番地、住基番地区分コード、住基番地(漢字)、住基生年月日、住基町名コード、住基枝番号、住基続柄(漢字)、住基続柄1コード、住基続柄2コード、住基続柄3コード、住基続柄4コード、住基現住所市内外区分コード、住基号番号、住基行政区コード、住基異動事由コード、住基異動届出年月日、住基異動年月日、住基住民年月日、住基キー氏名(カナ)、住基個人番号、住基子郵便番号、住基基礎年金番号、住基方書(漢字)、住基方書(カナ)、住基転入前市内外区分コード、住基親郵便番号、住基履歷通番、住基転出先市内外区分コード、住基性別コード、住基生年月日年号コード、住基氏名(漢字)、住基氏名(カナ)、住基作成時刻、住基作成年月日、住基政令広域コード、住基世帯番号、住基市町村コード、住基世帯登録区分コード、住基消除年月日、住基都道府県コード、住基地方公共団体コード、住基転入前住所(漢字)、住基転入前番地(漢字)、住基転入前子郵便番号、住基転入前方書(漢字)、住基転入前都道府県コード、住基転入前都道府県コード、住基転入前市町村コード、住基転入前市町村コード、住基転入前市町村名(漢字)、住基転出先方書(漢字)、住基転出先方書(漢字)、住基転出先表書(漢字)、住基転出先表書(漢字)、住基転出先表書(漢字)、住基転出先表書(漢字)、住基転出先表書(漢字)、住基転出先初道府県コード、住基転出先都道府県名(漢字)、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

参照用外国人テーブル

参照用税情報テーブル

被保険者テーブル

被保険者住所(漢字)、被保険者住所(漢字)連結、被保険者あいまい検索キー氏名(カナ)、被保険者番号、被保険者番地、被保険者 番地区分コード、被保険者番地(漢字)、被保険者生年月日、被保険者町名コード、被保険者枝番号、被保険者賦課対象コード、被保 険者外国人在留開始年月日、被保険者外国人在留終了年月日、被保険者外国人在留資格コード、被保険者外国人在留資格期間コ・ ド、被保険者号番号、被保険者行政区コード、被保険者併記用氏名(漢字)、被保険者本名通称名区分コード、被保険者異動年月日、 被保険者住基ネット個人番号、被保険者住所地特例者区分コード、被保険者住所地特例者適用開始年月日、被保険者住所地特例者 適用終了年月日、被保険者住所地特例者適用変更年月日、被保険者キー氏名(漢字)、被保険者キー氏名(カナ)、被保険者介護異動 事由コード、被保険者個人番号、被保険者個人区分コード、被保険者子郵便番号、被保険者基礎年金番号、被保険者記載1備考(漢 字)、被保険者記載2備考(漢字)、被保険者記載3備考(漢字)、被保険者方書(漢字)、被保険者方書(カナ)、被保険者年金情報作成 年月日、被保険者年金コード、被保険者親郵便番号、被保険者履歴通番、被保険者性別コード、被保険者生年月日年号コード、被保 険者氏名(英字)、被保険者氏名分類コード、被保険者氏名(漢字)、被保険者氏名(カナ)、被保険者資格異動届出年月日、被保険者 資格異動届出者氏名(漢字)、被保険者資格異動届出者電話番号、被保険者資格異動届出者関係コード、被保険者資格喪失事由コ・ ド、被保険者資格喪失届出年月日、被保険者資格喪失届出者氏名(漢字)、被保険者資格喪失届出者電話番号、被保険者資格喪失 年月日、被保険者資格喪失届出者関係コード、被保険者資格取得事由コード、被保険者資格取得届出年月日、被保険者資格取得届 出者氏名(漢字)、被保険者資格取得届出者電話番号、被保険者資格取得年月日、被保険者資格取得届出者関係コード、被保険者市 内外区分コード、被保険者政令広域コード、被保険者市町村コード、被保険者市町村名(漢字)、被保険者都道府県コード、被保険者都 道府県名(漢字)、被保険者電話番号、被保険者地方公共団体コード、被保険者転入元市町村名

(漢字)、被保険者通称名(漢字)、被保険者通称名(カナ)、被保険者適用除外開始年月日、被保険者適用除外終了年月日、被保険者適用除外事由コード、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、処理年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

介護世帯構成員テーブル

被保険者番号、住基ネット個人番号、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、介護世帯構成員住所 (漢字)、介護世帯構成員番地(漢字)、介護世帯構成員生年月日、介護世帯構成員町名コード、介護世帯構成員賦課対象異動年月日、介護世帯構成員続柄(漢字)、介護世帯構成員続柄1コード、介護世帯構成員続柄2コード、介護世帯構成員続柄3コード、介護世帯構成員続柄4コード、介護世帯構成員異動届出年月日、介護世帯構成員異動年月日、介護世帯構成員本名通称名区分コード、介護世帯構成員異動事由コード、介護世帯構成員異動届出年月日、介護世帯構成員異動年月日、介護世帯構成員個人番号、介護世帯構成員個人区分コード、介護世帯構成員子郵便番号、介護世帯構成員方書(漢字)、介護世帯構成員親郵便番号、介護世帯構成員履歴通番、介護世帯構成員性別コード、介護世帯構成員生年月日年号コード、介護世帯構成員氏名(漢字)、介護世帯構成員氏名(漢字)、介護世帯構成員所町村コード、介護世帯構成員市町村名(漢字)、介護世帯構成員都道府県コード、介護世帯構成員都道府県名(漢字)、介護世帯構成員和10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

受給者テーブル

被保険者番号、被保険者履歴通番、受給者同意書有無コード、受給者訪問対象地区コード、受給者介護保険審査会結果前要介護状態区分コード、受給者介護要状態コード、受給者結果変更事由コード、受給者居宅住所町名コード、受給者居宅住所市町村コード、受給者居宅住所都道府県コード、受給者居宅市内外区分コード、受給者居宅住所(漢字)、受給者居宅番地(漢字)、受給者居宅子郵便番号、受給者居宅方書(漢字)、受給者居宅親郵便番号、受給者居宅市町村名(漢字)、受給者居宅都道府県名(漢字)、受給者居宅電話番号、受給者前保険者名(漢字)、受給者みなし認定区分コード、受給者認定結果通知書発行年月日、受給者認定年月日、受給者認定取消事由コード、受給者認定取消年月日、受給者認定区分コード、受給者認定中断年月日、受給者認定有効期間開始年月日、受給者認定有効期間終了年月日、受給者対災等番号、受給者履歴通番、受給者再審査フラグ、受給者支給限度管理期間終了年月日、受給者申請者名(漢字)、受給者申請者電話番号、受給者識別コード、受給者申請事由コード、受給者申請かかりつけ医コード、受給者申請者名(漢字)、受給者申請者電話番号、受給者申請取消事由コード、受給者申請取消年月日、受給者中請、受給者政令広域コード、受給者申請者関係コード、受給者特定疾病コード、受給者要介護状態区分コード、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、処理年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備100領域

納付原簿テーブル

賦課年度、被保険者番号、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、納付原簿3段階特例標準割合適用フラグ、納付原簿賦課期日年月日、納付原簿賦課結果コード、納付原簿賦課年月日、納付原簿激変緩和措置フラグ、納付原簿減免区分コード、納付原簿行政区コード、納付原簿回付情報各種年月日、納付原簿確定保険料額、納付原簿基礎年金番号、納付原簿更正操作者コード、納付原簿仮徴収額変更年月日、納付原簿仮徴収額変更依頼作成年月日、納付原簿仮徴収額変更通知書発行年月日、納付原簿年金コード、納付原簿納入通知書発行年月日、納付原簿入力所得区分コード、納付原簿履歴通番、納付原簿所得区分コード、納付原簿政令広域コード、納付原簿特別徴収中止依頼作成年月日、納付原簿特別徴収中止通知書発行年月日、納付原簿特別徴収中止事由コード、納付原簿特別徴収中止区分コード、納付原簿特別徴収表務者コード、納付原簿特例標準割合適用フラグ、納付原簿月割額、納付原簿徴収猶予区分コード、納付原簿請定取消事由コード、納付原簿調定取消年月日、納付原簿調定報、納付原簿年額、納付原簿面知書通知理由コード、納付原簿全期前納報奨金額、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、徴収方法区分コード、予備10-2領域、予備30領域

収納状況テーブル

賦課年度、減免区分コード、減免申請年月日、被保険者番号、期別番号、介護保険者番号、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、収納状況分納回数、収納状況延滞金済額、収納状況延滞金調定額、収納状況延滞金累計額、収納状況不納欠損額、収納状況不納欠損事由コード、収納状況不納欠損年月日、収納状況行政区コード、収納状況被充当額、収納状況充当額、収納状況過誤納額、収納状況過誤納処理区分コード、収納状況還付額、収納状況期割額、収納状況口座振替作成年月日、収納状況納付書発行年月日、収納状況納期限年月日、収納状況納付証明書発行年月日、収納状況履歷通番、収納状況領収年月日、収納状況政令広域コード、収納状況収納未済額、収納状況収納年月日、収納状況収納済額、収納状況督促催告不要コード、収納状況督促手数料済額、収納状況督促手数料調定額、収納状況滞納処理区分コード、収納状況調定取消事由コード、収納状況調定後納期限年月日、収納状況調定後期割額、徴収方法区分コード、徴収猶予区分コード、徴収猶予申請年月日、調定年度、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

生保受給者テーブル

介護保険者番号、個人番号、個人区分コード、更新操作者コード、更新時刻、更新通番、更新年月日、生保受給者ケース番号、生保受給者福祉事務所コード、生保受給者行政区コード、生保受給者履歴通番、生保受給者生活保護一時停止区分コード、生保受給者生活保護開始年月日、生保受給者生活保護終了年月日、生保受給者政令広域コード、生保受給者市町村コード、生保受給者取消区分コード、作成操作者コード、作成時刻、作成年月日、予備10-1領域、予備10-2領域、予備30領域

(別紙1)番号法第19条第8号別表第2に定める事務

(22-3 ///	以1/田勺瓜和10	宋弟85別衣弟21〜正のる事務	
	法令上の根拠 (項番)	提供先	事務
1	_	厚生労働大臣	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣 が行うこととされた健康保険に関する事務であって主 務省令で定めるもの
2	=	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
3	Ξ	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
4	四	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣 が行うこととされた船員保険に関する事務であって主 務省令で定めるもの
5	六	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第 三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例に よるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の 規定による改正前の船員保険法による保険給付の支 給に関する事務であって主務省令で定めるもの
6	八	都道府県知事	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の 登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害 児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費 の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
7	+-	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通 所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援 給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又 は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主 務省令で定めるもの
8	二十六	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の 徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
9	三十	社会福祉協議会	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
10	三十三	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
11	三十九	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
12	四十二	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料 の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
13	四十六	厚生労働大臣又は共済組合等	国民健康保険法による特別徴収の方法による保険料 の徴収又は納入に関する事務であって主務省令で定 めるもの
14	五十六の二	市町村長	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事 務であって主務省令で定めるもの
15	五十八	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関 する事務であって主務省令で定めるもの
16	六十一	市町村長	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって 主務省令で定めるもの
17	六十二	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって 主務省令で定めるもの

18	八十	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者 医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの
19	八十三	 厚生労働大臣又は共済組合等 	高齢者の医療の確保に関する法律による特別徴収の 方法による保険料の徴収又は納入に関する事務で あって主務省令で定めるもの
20	八十七	都道府県知事等	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務で あって主務省令で定めるもの
21	九十	都道府県知事又は広島市長若 しくは長崎市長	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
22	九十四	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の 実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの
23	九十五	厚生労働大臣又は共済組合等	介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴 収又は納入に関する事務であって主務省令で定める もの
24	百八	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律による自立支援給付の支給又は地域生活 支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定 めるもの
25	百十七	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年 金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの

(別紙2)番号法第9:	

(万川市	別載2)番号法第9余第1項別表第11〜正の令事務							
	法令上の根拠 (項番)	移転先	事務					
1	+=	障害福祉課	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					
2	十五	生活福祉1・2課	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					
3	十六	市民税課	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの					
4	Ξ+	国民健康保険課	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給 又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					
5	三十四	障害福祉課	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					
6	三十六の二	指令課	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の 作成に関する事務であって主務省令で定めるもの					
7	四十一	長寿支援課	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					
8	五十九	高齢者保険事業室	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					
9	六十八	長寿支援課	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					
10	六十八	特別債権回収課	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの					

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

介護保険課情報ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク: 目的外の入手が行われるリスク

- |1. 住民からの入手
- ・住民からの申請情報入手の際は、申請書に本人の住所・氏名(漢字・カナ)・生年月日を記入してもら う。その際、窓口対応者が記入方法の指導と内容の確認を行い、誤りのないようにする。
- ・住民からの情報入手にあたっては、対象以外の情報を入手することのないよう、本人の個人番号 カード又は通知カード、及び番号法、番号法施行令及び番号法施行規則に定めるものの確認を厳格に 行う。なお、申請者が代理人であっても、当該申請書に記入する内容が申請者本人の情報であることを 事前に注意喚起する。
- リスクに対する措置の内容

・本人以外より提出のあった申請等情報について、当市の住民基本台帳と4情報が適合するか確認 |し、対象者であるか判断する。

2. 他部署からの入手

対象者の宛名番号および氏名、生年月日、住所、性別等を正確に伝達し、別人と誤ることのないよう 一意性を確保した照会・回答を行う。

3. 他市町村からの入手

前住所地に所得照会した場合の通知の記載内容と対象者情報を照合し、一意性に疑問がある場合 は、通知元市町村への問い合わせにより確認する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢>

2) 十分である

へ選が成/ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

[行っている]

リスクに対する措置の内容

介護保険システムに対して不要なアクセスができないよう、利用権限の設定等、適切なアクセス制御対 策を実施している。

|また、庁内連携システムを介して目的を超えた紐付けがなされないよう、適切なアクセス制御がされてい る。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

<選択肢> <u>1) 行っている</u>

2) 行っていない

ユーザIDによる識別とパスワード設定されたICカードによる認証を実施しており、認証後は利用機能の 認可機能により、そのユーザがシステム上で利用可能な機能を制限することで不正利用が行えない対 具体的な管理方法 策を実施している。

その他の措置の内容

ユーザ認証の管理

異動退職等があった際に、介護保険課長が業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権を変更又は 削除する。

リスクへの対策は十分か

十分である

<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている

2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特	非定個人情報ファイル(の取扱いの	の委託			[]委託しない
リスク	: 委託先における不正	な使用等の)リスク			
	契約書中の特定個人情 イルの取扱いに関する	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	規定の内容	再委託の 情報資産 事故発生 情報資産	必密保持に関する事 禁止又は制限に関 の第三者への提示 時における報告義 の保護状況の検査 項の定めに違反した	する事項 の禁止に関 務に関する事 の実施に関	耳	害賠償に関する事項
	も 日先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 3)十分に行っていない	5 2) 十分に行っている 4) 再委託していない
	具体的な方法		-再委託先について -ュリティポリシーの		契約を締結している。 としている。	
その他	也の措置の内容	_				
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個	固人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその他のリ	スク及びその	Dリスクに対する措置	
_						
5. 特	定個人情報の提供・移転	転(委託や	情報提供ネットワー	-クシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
	・不正な提供・移転が行	行われるリス	スク		/常和味》	
	国人情報の提供・移転 ⁻ るルール 	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	「情報資産 う。	を利用依頼書」の提	出を受け、番	番号法の条文に適合しているか	否かを判断し、提供・移転を行
その他	也の措置の内容				zキュリティに関する教育及び研 保護に関する法律の罰則規定に	
リスク	への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定値 する措		委託や情報	提供ネットワークシ	ステムを通し	じた提供を除く。)におけるその	他のリスク及びそのリスクに対
_						

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	〈中間サーバ・ソフトウェアにおける措置〉 ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われ	เอปรว
リスクに対する措置の内容	く中間サーバ・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
_	

7. 特定個人情報の保管・消去							
リスク	: 特定個人情報の漏え	い・滅	失・毀損リス	ク			
①事故 周知	女発生時手順の策定・	[十分に行	うっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
機関に	33年以内に、評価実施 おいて、個人情報に関 大事故が発生したか	[発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容	_					
	再発防止策の内容	_					
その他	の措置の内容	-					
リスク	への対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個	特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
_							

8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[]外部監査
9. 従業者に対する教育・	各		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1)特に力を <i>入</i> 3)十分に行っ	くれて行っている 2) 十分に行っている っていない
具体的な方法	・委託業者に対しては、契約 <中間サーバー・プラットフォ ①IPA(情報処理推進機構)が 材を作成し、中間サーバー・フ	内容に秘密保持に関する規 ームにおける措置> が提供する最新の情報セキ ブラットフォームの運用に携	や、個人情報保護に関する研修を実施している。 記定を設けている。 ュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資 わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運 2回)及び随時(新規要員着任時)実施することと

10. その他のリスク対策

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>
・中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
①請求先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641			
②請求方法	国人情報の保護に関する法律第76条第1項,第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。			
③法令による特別の手続	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載(令和5年4月1日~)。			
④個人情報ファイル簿への不 記載等				
2. 特定個人情報ファイルの	り取扱いに関する問合せ			
①連絡先	川口市総務部行政管理課情報公開文書係 川口市青木2-1-1 048-258-1641			
②対応方法	・苦情受付時に苦情処理受付票を起票し、苦情に対する対応について記録を残す。 ・情報漏洩等の事実確認を行うために、標準的な処理手順を定めている。			

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	1. 基礎項目評価					
①実施日	令和4年3月2日					
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)					
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取【任意】					
①方法	-					
②実施日•期間	-					
③主な意見の内容	-					
3. 第三者点検 【任意】						
①実施日	-					
②方法	-					
③結果	_					

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I基本情報-5情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	_	【別表第2における情報提供】(追加) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・19・25・30・32・33・34・43・44・47条 【別表第2における情報照会】(追加) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条	事後	根拠となる主務省令を追加記載するという形式的な変更であり、重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	I基本情報-6.評価実施機 関における担当部署-②所属 長	介護保険課長 渡辺 均	介護保険課長 藤波 康彰	事後	人事異動による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 - 3特定個人情報の入手・使用 - ④使用の主体 - 使用部署	特別債権回収室	特別債権回収課	事後	組織改正による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・ 移転-(移転先1)-別紙2	特別債権回収室	特別債権回収課	事後	組織改正による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成29年10月25日	Ⅲリスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - その内容	_	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西ロロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞄の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル。	事後	重大事故の発生により記載するもの。

平成29年10月25日	Ⅲリスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容	_	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	事後	重大事故の発生により記載するもの。
平成30年11月15日	I基本情報ー6.評価実施機 関における担当部署ー②所属 長	介護保険課長 藤波 康彰	介護保険課長	事後	記載廃止による変更であり、 重要な変更には該当しない
平成30年11月15日	て、個人情報に関する重大事	・個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が業務時間終了後に開催された職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、大宮駅西ロロータリーのベンチで居眠りをした際に、鞄の中から財布とともに個人所有のHDD(容量1TB)を盗難されたもの。・盗難されたHDDに記録されていた情報は、現	【ケース1】個人情報を含む情報資産が保存されたハードディスクドライブの盗難。 ・平成28年10月7日(金)、職員が職場の懇親会にてアルコール飲料を摂取。帰宅途中の翌8日(土)の午前1時ごろ、駅のロータリーで居眠りをし、鞄の中から個人所有のHDD(容量1TB)を盗まれた。 ・盗難にあったHDDに記録されていた情報は、現所属である公園課及び過去に所属した職場のデータで、個人情報を含む約1万7千ファイル【ケース2】公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛り、下の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1、457名分(実人数352名分)	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。

平成30年11月15日	Ⅲリスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - 再発防止策の内容	本事案の発生を受け、データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を順次実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。	【ケース1】データの外部持ち出し制限等以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。 ・各課におけるUSBメモリやハードディスクなどの外部記録媒体の所持状況を調査。 ・各課における外部記録媒体の管理方法(鍵付き書庫等での保管、使用後のデータ削除を行う等)について、情報セキュリティ監査での確認を平成29年度までに実施。 ・端末管理ソフトによる外部記録媒体の利用制限を実施。 【ケース2】公営競技事務所において、以下の取り組みを行うことで再発防止を目指す。・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	事後	重大事故の発生により追加記載するもの。
令和2年10月22日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-5特定個人情報の提供・ 移転-(委託に伴うものものを除く)-移転先1②	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	削除	事後	予定なしのため削除するもの であり、重要な変更には該当 しない。
令和2年10月22日	II 特定個人情報ファイルの概要 - 6特定個人情報の保管・ 消去-保管場所	<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・略	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②略	事後	国の記載例により記載変更

令和2年10月22日	Ⅲリスク対策-6情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1-リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供表ットワークシステムに求め、情報提供表ットワークシステムに求め、情報提供表ットの情報になる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。・略(※1)略(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)略	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。②略(※1)略(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。(※3)略	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	トワークシステムとの接続―リ	会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、セン	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①略 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④略	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22日	Ⅲリスク対策 - 7特定個人情報の保管・消去 - ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか - その内容	【ケース1】略 【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。

令和2年10月22	Ⅲリスク対策-7特定個人情報の保管・消去-②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	【ケース2】略	【ケース1】を削除し、【ケース2】のみ掲載。	事後	事故発生から3年経過したため、ケース1を削除するもの。
令和2年10月22	Ⅲリスク対策 - 9従業員に対 日 する教育・啓発-具体的な方 法	を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育技体作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	国の記載例により記載変更
令和2年10月22	IV開示請求、問合せー特定個 日人情報の開示・訂正・利用停 止請求一②請求方法	川口市個人情報保護条例第15条に基づき、開 示請求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	川口市個人情報保護条例第14条第1項、第24 条第1項及び第28条の3に基づき、請求書に 必要事項を記載し、上記①へ提出。	事後	第15条は「開示請求」に関する条項であるため、開示・訂正・利用停止請求のそれぞれについて掲載するもの。
令和2年10月22	V評価実施ー手続き①実施 日	平成27年11月4日	令和2年10月22日	事後	評価書の再実施における日付の変更であり、重要な変更には該当しない。

	I 関連情報-5情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に、以下が含まれる項。 (以下略) 【別表第2における情報照会】 番号法第19条第7号(別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の	情報)に、以下が含まれる項。 (以下略) 【別表第2における情報照会】 番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報 照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の 以下の処理をするために第3欄(情報提供者)	事後	令和3年9月1日施行の番号 法改正に伴う号ずれにかかる 変更
令和4年3月2日	皿リスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル~(3)送付先情 報ファイル-7特定個人情報 の保管・消去 - ②過去3年以 内に、評価実施機関におい て、個人情報に関する重大事 故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。
令和4年3月2日	報ファイルー7特定個人情報	公営競技事務所において、選手の「賞金振込データ」が入ったUSBメモリを紛失。 ・平成29年11月18日(土)、選手に支払う賞金の振込みデータを、データの管理室でUSBメモリに保存。クリアファイルに入れ、別棟にある事務所にもどり、振込担当職員の机の上にファイルを置いた。20日(月)振込作業を行おうとして、USBメモリがないことに気づいた。・紛失したUSBメモリに保存されていたデータは、対象選手のカナ氏名・振込金額など延べ1,457名分(実人数352名分)		事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。
令和4年3月2日	皿リスク対策 - (1)住民基本 台帳ファイル~(3)送付先情 報ファイル-7特定個人情報 の保管・消去一②過去3年以 内に、評価実施機関におい て、個人情報に関する重大事 故が発生したか - 再発防止策 の内容	公営競技事務所において、以下の取り組みを 行うことで再発防止を目指す。 ・個人情報が記録されている媒体を運搬する場合は、鍵付きのケースに格納し、暗号化またはパスワードを設定する。 ・振込処理終了後は媒体内のデータを消去する。 ・個人情報が記録されている媒体の引継ぎには、複数の職員で対応し、引継ぎ業務の記録を残す。 ・保管場所を定め施錠管理を行う。	_	事後	事故発生から3年経過したため、記載を削除するもの。

	I 関連情報-5情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	釆旦法第10条第0旦/則主第2の第1牌/桂起	【別表第2における情報提供】 番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に、以下が含まれる項。)(中略)・1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、46、56の2、58、61、62、80、83、87、90、94、95、108、117の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1・2・3・4・6・7・10・19・22の2・24の2・25・30・31の2の2・32・33・43・44・44の4・47・55・59の2の3条 【別表第2における情報照会】 番号法第19条第8号(別表第2の第1欄(情報服会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)の以下の処理をするために第3欄(情報提供求めることができるとされている項。)・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの・33、94の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46・47条	事後	番号法及び主務省令の改正による変更であり、重要な変更には該当しない。
	I基本情報-1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務-②事 務の概要	1. 被保険者の資格管理 以下略	1. 被保険者の資格管理 以下略 ※事務に係る申請・届出等について、窓口での 受領以外に、電子申請システムでの受領を含 む。	事前	介護保険電子申請本格運用 開始前の見直しであり、重要 な変更にあたらない。
令和4年11月7日	I 基本情報 - 2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム - システム8 - ①システムの名称	_	電子申請システム	事前	介護保険電子申請本格運用 開始前の見直しであり、重要 な変更にあたらない。

令和4年11月7日	I基本情報-2特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム-システ ム8-②システムの機能	_	1. 住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得 画面又は機能を、地方公共団体に公開する機 能	事前	介護保険電子申請本格運用 開始前の見直しであり、重要 な変更にあたらない。
	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要-3特定個人情報の入手・使用-②入手方法	その他()	その他(電子申請システム)	事前	介護保険電子申請本格運用 開始前の見直しであり、重要 な変更にあたらない。
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-2. 基本情報-④記録される項目-主な記録項目	_	[〇]その他 (口座登録・連携ファイル関係情報)	事後	国の記載例により記載変更
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手先	[O]行政機関·独立行政法人等(国保連、日本年金機構、地方公務員共済組合連合会)	[O]行政機関・独立行政法人等 (国保連、日 本年金機構、地方公務員共済組合連合会、デ ジタル庁)	事後	国の記載例により記載変更
〒和5年3月1日	Ⅲ リスク対策 - 5. 特定個人 情報の提供・移転 - リスク: 不 正な提供・移転が行われるリ スクーその他の措置の内容		・川口市情報セキュリティポリシーに則し、情報セキュリティに関する教育及び研修を実施する。 ・違反行為を行った場合は、個人情報の保護に関する法律の罰則規定により措置を講じる。	事前	令和5年4月1日施行の個人情報の保護に関する法律改正に 伴う変更
令和5年3月1日			個人情報の保護に関する法律第76条第1項, 第90条第1項及び第98条第1項に基づき、請 求書に必要事項を記載し、上記①へ提出。	事前	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更
令和5年3月1日	IV 開示請求、問合せー1.特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求一③法令による特 別の手続き	_	川口市ホームページ上に、請求先、請求方法、 請求書様式等を掲載(令和5年4月1日~)。	事前	令和5年4月1日施行の個人情 報の保護に関する法律改正に 伴う変更